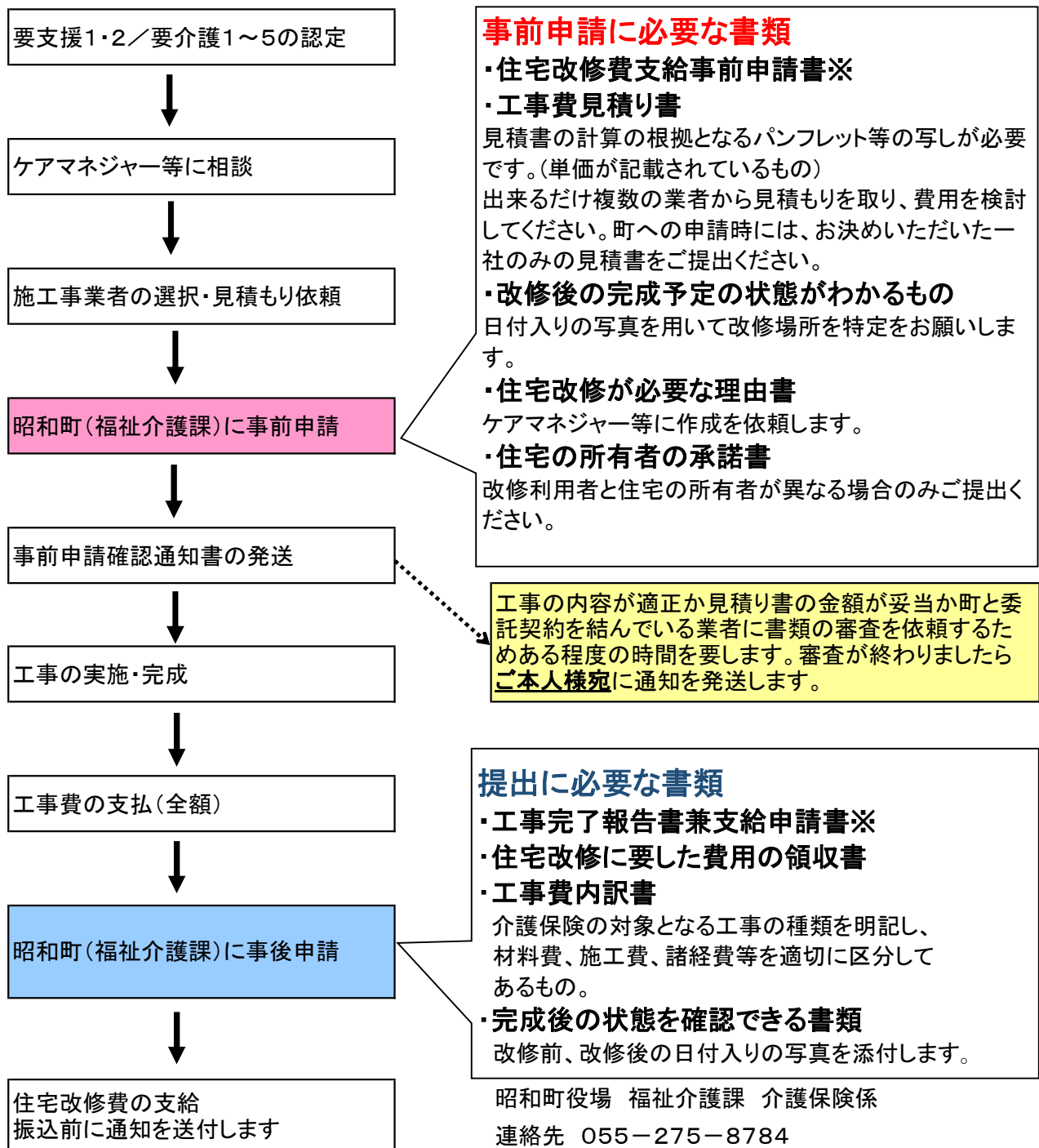


介護保険「住宅改修」の手続きの流れ

住宅改修費の支給については、必ず事前申請をして介護給付の対象となるか審査を受けます。工事にかかった費用は、一時利用者負担になりますが、介護保険の給付対象であると認められた改修工事は、事後申請により費用の7～9割が利用者に支給されます。



※住宅改修費支給・事前申請書と住宅改修・工事完了報告書兼支給申請書については、町のホームページからダウンロードできます。

トップページ→中央の「ライフイベント」の中の「福祉介護」→一番下の「介護保険」→介護保険関係各種申請様式等